

の公園を直すか、さらには遍照寺の東にあるいちよう公園ですか、そこも整備してそこに遊具を置くかとか、いろんなケースを検討しました。ただ、1つには、今、委員がおっしゃられるように450万円以上の借地料を払ってる都市公園の遊園地なわけです。今まで幾ら払ってきたかというふうなこともありまして、さかのぼられるだけさかのぼったところ1億1,000万円以上ですか、払ってきているというふうな経過がございます。

(「何年から」の声あり)

○平 英一財政課長 ちょっとそれはわかりませんが、そういうこともありましたものですから、これはできるだけ早く買い取るか、もし神社の都合で買い取りができないとすれば、都市公園の面積から外してお返しするか、これをはっきりさせるべきだということで、もし買い取ることができるのであれば、あそこの公園の遊具を整備するなりを検討した方がいいだろうというふうなことで、今、商工観光課の方に検討を進めてほしいというふうな状況であります。

○町田義昭委員長 3番、我妻 昇委員。

○3番 我妻 昇委員 1億円超えるということであまりびっくりしたわけですが、相手もいることなんであんまり詳しくは触れませんが、やはりあり方について、よくあやめ公園を論ずるときに高台が話になるんですね。必ず昔の話が出てきます。ですので、決して公園、遊具、都市公園というものを否定するわけじゃなくて、高台のあり方についてももう一回論じるいい機会ではないかなと。先ほどの観光協会の今後の話、あやめ公園の今後の話と含めて高台は今こういう現状なんだと、整備するにはこうなんだ、もしかすると代替用地という考えもあるんだ、財政的に考慮するとこうなんだということをざっくりばらんに協議をして、ある程度の計画を持ってあやめ公園とともに高台も検討していただきたいと思います。

小さい子供を持つ親にとっては遊具がある公園というのは非常にありがたい、あそこに連れていくと時間があつという間に過ぎるということで非常にありがたがられておりました。今、「使えなくて本当に残念だ」というふうに声はかなり聞こえております。ですので、ぜひいろんな面から検討を重ねていただいて計画を示していただきたいなと思っております。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

大道寺 信委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位4番、議席番号4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 我妻委員が5分ぐらい縮めていただきましたので、私もそのつもりで質問させていただきたいと思っております。

私の方から通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず第1点につきましては、生活排水事業についてということでもありますけれども、私は本年3月定例会の一般質問で特定環境保全公共下水道事業について質問いたしました。その際、事業整備予定区域である五十川地区との話し合いをお願いしてまいりましたけれども、これにつきましては建設課から説明と質疑の場を持っていただきましたので、まずもってお礼を申し上げます。

さまざまな意見が出ましたけれども、担当の方もお聞きになっておりますので、ここでは触れませんが、ぜひ今後の運営に生かしていただきたいと思っておりますし、今、地区として今後の対応について話し合いをしておりますけれども、さまざまな考えがありましてなかなか苦慮してるようでございます。その点も含めて以

+

下の質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目ですけれども、公共下水道と農業集落排水事業の加入率、この場合、水洗化率と言うんでしょうか、普及率と言ってみたり水洗化率と言ってみたり加入率と言ってみたりいろいろあるんですけれども、恐らく水洗化率ということになるんだと思いますけれども、これについてお聞きをしたいと思います。

平成19年度の主要な施策の成果報告書に公共下水道事業の欄に記載されておりますように、全体としては3年間は同じで推移をしておりますが、いわゆる特環を除きますと少しずつ上がっているようですので、今後の、特環はこれからの問題ですので特環を除いた見通しはどのように見ておられるのか、また農業集落排水の水洗化率についてはどのようになっているのか、まず建設課長にお伺いをしたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えをいたします。

公共下水道の水洗化率ですが、成果報告書の方にもございますが、少しずつ伸びておりまして、平成19年度末で81.9%となっております。処理区域内の水洗化人口というのがございまして、考え方いたしますと、公共下水道の場合は中央地区を中心としてエリアが指定されておりますので、その中の公共の下水道区域内の人口の部分が今の人口増減を見ますと、中央地区が減らない、それから例えば宅造など、ちよくちよくあいてところが最近行われてますので、そういう部分に人口が入ってきますと分子の部分でありますその人口分がふえます。ふえるか現状維持ということになりますけれども、一番大きな行政区域の分母になる行政区域人口が今どんどん減っておりますので、その分が結局、分母が小さくなっていくということで、両方加えれば少しずつはよくなっていくという見方をしております。

それから、農業集落排水事業の方でございま

すけれども、水洗化率につきましては平均で90%ちょうどでございます。今泉の方は96.5%、それから大久保地区につきましては75.4%というふうな19年度末の結果でございます。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 81.9%、少しずつというお話ありましたけど、ずっと見てみますとやっぱり少しずつなんですね。あるところまで行った時点では、なかなかその先進まないというのが実態だと思うんです。確かに中央地区のもう既に整備なったところに新しくうち建てる、若い人が建てるといえば、それはふえますからその分上がっていくんでしょうけれども、従来の世帯で、まだ水洗化してないところというのはなかなか進まないというのが、これ実態だと思うんです。

それから、農業集落排水について、やっぱり大久保については依然75.4ということで、まだ低いわけですね。これ公共下水道と違いました農業集落排水は恐らく皆さんから同意書をとって、同意書というか、同意をとって、いわば判こをいただいてやりましょうという事業ですから、本来同意した人は100%入ってもらわないといけないんですけど、75.4、ようやくここまで来たということじゃないでしょうか、これずっと前の推移から見ますと。そういう意味で言いますと、やっぱり加入できない、加入しない理由について、これも3月に質問を実はいたしましたけれども、建設課長から経済的理由が6割、新築、増築予定があるということで2割、浄化槽設置済みが2割という形が考えられるという答弁がありました。経済的理由というふうにはぼんと6割、一番大きいんですけど、そこに出ているわけですが、この辺について、まず例えば年代別にどうなんだろうとか、その経済的理由の大きな要因何だろうと、こういうことについて、もしわかればお答えをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

1つの事例として、ちょっと先にご報告をさせていただきたいと思います。下水道への未接続の理由ということで全国の自治体の方にアンケート調査をしたものがありまして、そちらを開きますと、95%以上の自治体が未接続の理由として、「高齢世帯、低所得といった住民の家庭事情」が1番に挙げられております。その次に、「合併浄化槽、単独処理浄化槽で不便を感じていない」という理由を挙げた自治体も82%から90%ほどあると。やはり既に水洗化している住民へのご理解をいただくというのは、また大変難しいというふうな全国的な部分での問題があると思います。

今、委員からお話ありました加入しない理由ということで、3月議会の際に、あのときの数字につきましては、長井市の方で以前に行いました公共下水道区域、中央地区を中心としたところのアンケートの結果をもとに、具体的なアンケート結果というのは特環地域で行っておりませんので、そちらから傾向として数字を上げさせていただいた内容でございまして、供用区域内ですと4割の方が経済的困難、公共下水道の場合は、それから3割の方が浄化槽を設置しているというふうなこともございまして、さらには借家が15%というふうなことであります。特環地域の特性を考慮いたしますと、先ほど委員がおっしゃられた経済的理由が6割、それから増築、新築予定が2割、浄化槽設置済みが2割ではないかというふうにご考えております。

さきに述べました全国の自治体アンケートの結果から見ましても、経済的理由の95%が高齢者世帯、低所得世帯となっておりますので、当然ながら特定環境保全事業を行っている地域につきましても経済的理由が6割と申し上げましたが、その部分のほとんどが高齢世帯というふうな見方が妥当だというふうには考えて

おります。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 全国的な動きというか、アンケート調査の結果も踏まえてのお答えいただいたんですけれども、やっぱりまさにそのとおりだと思うんです。現実として、特にこういう地方都市は高齢者世帯がどんどんふえてきておりまして、そのことによる理由が非常に大きいんだろうと思うんです。

そういう状況の中で、じゃあ、加入を促進するためにどういう対策を打つかと、これは非常に難しいのではないかと思います。まずその辺について建設課長からお聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

公共下水道につきましては、工事施工時に地域の方々に事業説明会ということで入らせていただいております。それから受益者負担金という制度がございますので、3年以内でございましたら無利子で、いわゆる分割方式でございすけども、そのような形で1平米当たり325円ということで、宅地に負担金の部分が該当するわけでございますけども、そちらが基準になるわけですが、そのような形でなっておりますので、3年を超えた場合、全額利子補給という部分ができなくなりますということで、3%を超えた部分からとなりますということで、早期に受益者負担金を納めていただいて、加入をいただくようにお手紙の方を出させていただいているというのが公共の方です。

それから、農業集落排水につきましては、委員が先ほどおっしゃられたように導入時に同意書ということで地域の皆さんからご同意をいただいて、いわゆる地元維持管理組合というような形で組織づくりをしていただいておりますので、管理組合の総会時には一層の加入の促進をお願いをしているところでございます。

+

また、婦人研修会などをした際にも出向きましてお話し合いをさせていただいておりますけれども、なかなかやっぱり今泉のように集中的な部分とか、それから賃貸のアパートなどがあつた場合ですとある程度ぐっと数字上がるわけですが、大久保地区のように中心から若干離れたところの世帯につきましては非常にやっぱり加入という部分についてはちょっと鈍いということで、ここ数年は1件から3件程度の加入というようなことで、先ほど水洗化率の数字が、微々たるものですが、少しずつですが、伸びているという部分では鈍いんですが、そのような形になっているというところでございます。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 先ほども説明というか、お話ありましたように、やっぱり高齢者世帯が非常にふえてるといふ、時間的な経過も、これ見逃せないわけですね。農業集落排水をつくる時同意をしたといつても、もう相当そこから経過してますから、年数が。そのときは当然判こをついたけども、今もう跡継ぎがないからとても今できないよという人たちが出てくるわけです。

一方では、公共なり特環なりのところだつてずっと時間が経過して、今までは来ないと言つたら急に来ると言つてみたり、そういう経過も踏まえると、やっぱりどんどん年をとつていくわけですから、年齢がいつてですね。そうすると、どうしてもやっぱり老人世帯だけになつて年金収入しかないとか、そういう人に、ぜひこういうことですから入ってくださいと言つても、なかなかそれは加入できないんじゃないかと思うんですね。

これ後で受益者負担金の時申しますけれども、負担金だけじゃないわけですよ。結果から負担金というのは、接続するとなれば一番かかるのはトイレ改修の費用が100万円とか200万円、恐

らく200万円かかるんじゃないでしょうか。そういう世帯にそこまでして、跡継ぎもないからしたくないよりもできないんだという世帯というのは相当多いんじゃないかと思うんですよ。

そこが非常に問題だというのが1つと、どうしても先ほど言つたように計画が出てからずっと時間たつてますので、やっぱり合併浄化槽で早く整備した人はそこでもうやっちゃつてるわけですよ。それで不便感がないというの、これはもう当たり前のことと言えども、これはもう当たり前のことと言えども、ここでもうやっちゃつてるわけですよ。それで不便感がないというの、これはもう当たり前のことと言えども、ここでもうやっちゃつてるわけですよ。それで不便感がないというの、これはもう当たり前のことと言えども、ここでもうやっちゃつてるわけですよ。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 委員おっしゃられたとおり非常に今の現状を分析いたしましても、そのとおりだと思います。さらに人口の減少が考えられますので下水道の経営的にも非常に苦しさがあります。水洗化率は、先ほどちょっと触れましたけども、パイがどんどん小さくなつてしまつて率は上がつていくという変なそういう形もあるんですが、最終的にそういう方々が出たとしても一番最後に考えられるのは、やはり高齢者、それから生活保護・援護の世帯の方々がどうしても最後になつてしまつてしまうというふうなことがあると思います。

ですので、まず100%というのは考えられないと思うんですが、80%からだんだん鈍くなり、90%台になるとほとんどが、ほかの先進地などを見ましても90%の前半ぐらいが天になつてるといふ部分は、やはりそういうふうな弱者の方々の世帯の課題が非常にクリアできないといふふうな部分が多いといふふうな考えております。これは私どもの方としてはまだまだ考えなければならぬのですが、そういう場面になれ

ば、やはり当然ながら将来的には市が工事費を負担するなりというふうな支援策を含めて検討していかないとならないのではないかとこのように思います。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 大体考えておられるのは同じだと思いますが、そこでこれから特環が本格的に入ってきますから、またこれ非常に難しいところが出てくるんじゃないかと思うんですね、加入を促進するには。

そこで実は公共下水道の場合、負担金という言い方してますし、農業集落排水は分担金だったんでしょか、負担金、分担金の徴収というのは問題があるんですが、これに対しては特に高齢者世帯、いわゆる加入できない人から非常に不満が出てるんですね。受益者負担に関する条例によりますと、第10条の猶予、第11条の減免には、そういう世帯で下水道に接続する意思がない世帯を例えば猶予しますとか減免するとかいう項目というか、そういうことは明記されてないわけです。しかしながら、実態としては猶予措置というものをしていると思うんですが、そこはどのような扱いになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えをいたします。

具体的な猶予措置というのはございません。基本的に賦課をさせていただいた段階でお支払いができないというふうなことににつきましては、収入未済額というふうな形で扱いをさせていただいているというようなことでございます。

ちなみに集落排水事業につきましては、平成17年までに全戸、受益者負担金につきましては納入をいただいておりますが、加入が進んでいないという状況です。それから公共下水道の方では33世帯になりますか、33件の方が現在未済額扱いということで滞納者リストに挙がっているわけです。350万円前後だったと思いますけども、

それぐらいが今現在の滞納分になっているというふうな状況ですので、具体的に10条と11条の部分に該当させているというものといいますか、今、委員おっしゃられたような高齢者世帯なり、それから低所得世帯なりというような部分では扱いの事例がないということでございます。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 扱いはしてないということで、現実には払ってもらえないから猶予という形になってるというふうに言った方がいいんじゃないかと思うんですけども、さっき言ったように会計上を見ますと収入未済扱いになってるんですね。それで19年度を見ますと78万7,900円、現年分で収入未済額、滞納繰り越しで356万3,640円、さっき言っておられたとおりですね、33件ぐらいあるというお話です。これは恐らく土地にかけますから、不納欠損というのはないわけですね。

これも不思議なんだけど、不思議なんだというんじゃないけど、ずっと残っていくということですね、土地ある限り、人がいなくなっても。その土地の所有者が変われば、息子さんに遺産相続して変わったらその人に行くわけですよ、ずっと。そうすると払ってもらえない限りは収入未済額でずっとそのまま行くということですね、これもまた非常に不思議な。かといって何としても取ってやるということにもならないみたいな気もするし、そういう意味で非常に、猶予措置しないと言いながら結果としてそういうことになっていることについて、やっぱりもう少しきっちりしなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思うんです。

特に負担金の猶予についての第10条の定めでありますけども、第1号では、徴収を猶予することが徴収上、有利であると認められるとき、第2号では、災害や事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であるためやむを得ないと認められるとき、第3号で、前号に掲げ

+

るほか、その状況にやむを得ないと認められるときとなっていますけれども、第3号でやむを得ないと認められるときというのは、結局未済額で残しとくということになるのでしょうか、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

実質的にそういう手続をとっているということで、今、委員おっしゃられた意味合いというふうにはならないとは思いますが、基本的に受益者負担金の、なぜ必要かというふうな議論からすると、都市計画法上の中で事業に係る経費について、受益を有する方々から平等に負担をいただいて工事の進捗を図るという意味合いが歴然としてありますので、これを基本的に、不納欠損というふうな形でやっぱり取り扱うこと自体の理念ではちょっとなかなか難しさがあると思います。ですので、非常に私も苦しいわけでございますけれども、それを結局ご説明をさせていただきながら、少しずつですけども、やはり皆さんからその分負担金をいただきながら何とか解消していくという手だても少し、数名の方ですけども、行っている部分はございます。お答えになるかですけど。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 さっき申し上げたように、農集、大久保のところは75.4の水洗化率ですけど、実際には分担金はもうすべていただけてます。これ同意してるからそれで行きやすいわけですね、ぜひそういうことだからお願いしますと。ところが、面整備の場合って、今度特環に入る、一部公共も残ってますけど、そこは市としてこういう計画でいきますよと。もちろん議会でも承認したと言われればそうなんだけど、そうなると、結局おれはそういう事情で言うと、もう跡継ぎもいないし、もうすぐ、もうすぐという言い方失礼だけど、もう何年しかないからとってそんなの払えないと。しかも

宅地に掛けるわけでしょ、325円掛けるわけですから、どんどん郡部に行けば宅地の面積は大きいし、こういう問題も出てきたりして、その辺に対して非常に不満が実はあるんですよ。

だからそこをさっき言ったように、そういう答弁は正しいんだと思うんですよ。でも非常にそこはわかりにくいんです。そういうことはしてないと言いながら、結局お願いはするけども、残念ながら払ってもらえませんかというのがやっぱり現状としてあると。これ今350万円、金額で言うとそれぐらいあるわけですけど、これは何も長井市だけじゃなくて全国的な動向のようなんです。インターネットなんか調べると、そこが非常に問題になっているんだそうです。でもそこを強引にするというところまでやっぱりどこもいかないんです。だとすれば、そういう事情があるところについては、当然もちろん賦課しなければいけませんから、一番いいのは賦課を猶予してくれという話になればいいんだけど、でも何かいかないそうですね。面で整備してるっていうか、その土地にしますから。

一番賦課しないで、自分が接続すると言ったときに、使うと言ったときに改めて賦課すればそれで済むかなと思ったんですけど、でも調べてみたら賦課はしないなんてことできないみたいなんです。だとすればやっぱりそこは現実としてそういう世帯については、それは免除というふうにはなかなかいかないんだと思うんですけど、免除は免除でまた規定あるわけですね、生活保護世帯は、これは免除するとかあるわけですね。そういうことができればいいんですけど、そこをやっぱり少し整理していかないと、いつまでもそこがやっぱり不満として残ってて、これってどうするんだろうと。

建設課に説明を求めますと、「それはそういうふうな決まりだからやっぱり負担してもらえないんです」と、こういうことが延々と続くんです。そこはぜひ、さっきから申し上げて

いるように、これから大きい面積でいうと特環の分、西根を含めてあるんですけど、そういう世帯結構あると思うんですよ。そういうことを踏まえると、そこはひとつ内規でもいいからある程度のところをきちんと整備していただくという検討が必要ではないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

内規という形は、なかなかちょっと今の現在のところは検討はしていません。特環事業が始まりまして整備が進んだところが大きくなってまして、実際的に西根地区内でもそういう問題が一部発生したところがございます。導入の際はご理解をいただいたんですが、いざとなった場合に、やはりそういうふうな負担というふうな部分では非常に困ったというようなところがございます。

なかなか条例以外で内規という部分でも、非常にこの負担金の場合の性格上、面整備に係る部分の経費という部分を平等にご負担をいただくというふうな趣旨からすると、何とかこちらとすれば、歯切れが悪いんですが、やっぱりお願いをし続けるということが1つと、それから地域的に、集落排水事業のような形にはなりません、地域の方でもやっぱり推進をしていただくような母体をつくっていただくようなことも1つは考えなければならぬかなというふうな考えもありますが、事業的にいいますと、管整備をしたならばすぐにでも加入をいただいて、その事業効果を上げるというふうに私どもとすればやっぱり努力をしていくというようなスタンスをしなければなりませんので、例えば内規上、猶予をした場合に、それが広大な面積になってしまって結局入らないというふうなことで、事業自体に停滞といいますか、効率性が悪くなるというふうなことでは、我々としても非常に

事業の趣旨が問われるというふうな考え方もあるかと思しますので、慎重に取り扱っていかなければならないことではないかというふうに思います。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 わかるんですよ、おっしゃることはわかるんですけど、だけど、結果として、そう言われながら、いや、絶対それはおれは払わないと頑張られば結局残っちゃうでしょ、未済額になっちゃうでしょ。頑張らないで、じゃあ、地区の人も推進のお願いだって、地区の人から、ぜひそういうわけだから負担金、分担金、あなたたち払いなさいよというのは、それは地区の人だってできないですよ、そういうことであれば。最初からそういう推進組織ができてれば、皆さん、どうですかってなるんですけど、そうじゃないもんですから非常に苦労してるわけですよ。

だからそのところを、じゃあ、ざっくり言うと、そこは検討してみるということなのか、ちょっとこれは市長にお伺いしましょうか。本当に大変なんですよ、実際に。そういう人がいるんですよ。これからふえてくると思うんです、時間も経過しますからね。だからそういう場合に、いや、このままでとにかく頑張ってお願いするしかないんだだけでいいのかどうかというのを、もう少しその辺は検討していただく必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてお願いしたい。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大道寺委員がおっしゃることも実態としては理解はできますけども、しかし、そういう特例をつくってしまったら実際大変な逆に問題になるんじゃないかと思っております。あと特環自体が、なぜそういう判断したかということになりますよね。結局16年度に認めて17年度からやってるわけですけども、もう少し行政側として同意した地区の皆さんにきちんと説

+

明をしなかったという、そういうところはあるかと思いますが、一たん導入した以上は、これは生活保護者の家庭とか、そういった一部の定められた方以外は、これは特例はつくるべきじゃない、つくれないというふうに思っております。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 特例っておっしゃるんだけど、特例なのかどうかって非常に微妙なところなんです。現実の扱いとしてはそうなってるところがあるわけです。さっき言ったように、33件はそういうことで残ってるわけです、お願いはしていきますけど。だからそのことによつてばあつとふえるんだということについても、それもどうかわかりません。だけど、そのところをしなければ非常に難しいんです。

例えば同意をとつたとおっしゃるんだけど、とつてるところととつてないところがあるんです。同意のとり方だつてあるんです。特環で私の五十川地区、同意なんてとつてませんよね、ないですよ、公共の部分はね。それは計画を審議会で認めて議会であれして、そこがエリアとしてなるということですから、その辺も含めてあるもんですから、これ実は正直言つて「本当おれたちどうなるんだ、払わないといけないのか」という声は大きいんです。そのところがあるもんですから、ぜひその辺については、難しいんだ、特例つくるんだとおっしゃるんだけど、そこはきちつともう一回検討をいただくということでもう一度話をさせていただきたいと思うんですが、建設課長、いかがですか、どういう格好になるか別にして検討はしなきゃいけないと思うんですけど。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

委員、先ほどからおっしゃっていただいたように、負担をいただく未納といいますか、そういう方がふえるというよりも、公共につきまし

てはそれ以上はふえません。特環につきましては、どちらかという今、面整備ですので、どんどんそういう方がふえる可能性ありますが、最終的には上限があるということで、整備をしていただければ、そのときにお支払いをいただくという形になれば、やっぱり減っていくというような現象になると思います。ただ、制度的に、今、市長もご答弁されたように、非常にかなり難しい部分がございます。事業の進捗、それから公共の面整備というふうな性格というようにことをいろいろ考えますと、非常にどちらかといいますと、整備を早く済ませて私どもは効率を上げたいという部分がなかなか合う部分というのが非常にやっぱり難しい、差があると思います。

なお、今後もこの件につきましてはいろいろと事例などを参考に勉強させていただいて、何らかの見解が出せればというふうな思いをしておるところでございます。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 時間がちょっと迫ってきたんで、それはぜひお願いします。

それで視点を変えて、下水道事業会計という視点からちょっとお伺いをしたいと思います。

3点目の一般会計の繰出基準をどういうふうな基準としてるのかということについて、財政課長にお伺いしたいと思います。

ご案内のとおり徹底して削減をしてきたわけですが、いわば一部事務組合の負担金とか分担金とか、そういうものもやっぱりいかに今度少なくするかと、さっきの議論でも、ごみ減らせばその分だけ負担金少なくなるんじゃないかという議論もありましたし、過日、西置賜行政組合で市長が管理者ですから他の町との分担金の割合をどうするかという、これから協議したいというふうなことで苦労されてるわけですが、なかなか簡単ではないと思うんです。この公共下水道の特別会計に一般会計からの繰り出

しが支出をされておりまして、平成19年度5億6,200万円、20年度予算でも大体同額ですね、農業集落排水で19年度7,620万円、平成20年度でも7,520万円が計上されてますが、この繰出金の額について何を基準にして決定してるか、財政課長にお伺いをしたいと思います。

○町田義昭委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 下水道会計、それから農業集落排水事業の会計ともに地方公営企業法に準じて運営しておるわけでございます。公営企業会計につきましては繰出基準というものがございまして、この繰出基準というのは原則として地方公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について繰り出すものということでもあります。

詳しく申し上げますと、例えば下水道では、水洗便所等普及費、それから高資本費対策経費、それから分流式下水道に要する経費とか、こういったものについては一般会計で持つべきものだというふうなことであります。下水道会計でございまして、平成19年度の決算で5億6,230万円を繰り出しております。この中で今申し上げました公営企業法に準じた繰出基準ということで申し上げますと、3億5,748万5,000円ということになります。この5億6,230万円との差額2億481万5,000円、これについては基準外繰り出しということになります。この基準外繰り出しはどういうわけで繰り出しているかということになりますと、これは下水道会計は赤字にできないことから、その分を一般会計から繰り出す、そういうふうな中身でございまして。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 今お話ありましたけれども、基準に沿ってやれば3億5,700万円程度、残り2億400万円については基準外ということで、これは赤字にできないからと、こういうことであります。いろいろ調べておりましたら

2006年度までの全国の市町村で運営してる下水道事業の赤字が10年間で7兆6,000億円に達したと、こういうことになってるんですね。インターネットを見ると、もう「下水道、赤字」と出すと、だあっとその話ばかりなんですよ、各市町村全部それで苦勞してるんです、今。結局何で穴埋めするかって、一般会計から穴埋めするんです、してるんです。これは長井が例外ではありません、全部そうです。ところが、これだんだん一般会計が厳しくなってくるものから、そこをどうするかというのが今非常に大きな問題になってるところがあるんですよ。これ非常に今後ますます、さっきから出てるように人口は減少していく等々を含めて考えると、下水道事業って大変だなって改めて感じているんです。

ましてというか、さらに、いわゆる実質公債費比率という新指標ですね、4指標のうちの1つの実質公債費比率、これにもこの下水道のところが影響してくるんだと思うんですよ。それで平成19年度23.6というのが出ました。この中で公営企業というか、公共下水道にかかわる、これはどれぐらい影響してるかということについて、多分影響してると思うんですが、これについても財政課長からちょっとお伺いしたいんですが。

○町田義昭委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 委員のおっしゃいますように、実際、公営企業、公共下水道会計に繰り出す中で公債費に当たっている部分もございまして、当然影響が出てまいります。23.6%という3年平均の実質公債費比率のうち下水道会計に対する繰り出し分ということでは4.7%を占めます。要するに23.6のうち4.7が下水道繰り出し分ということになりますので、これを除けば本当は20%を切ってるというふうな状況になっているわけです。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 恐らくこれでいくと、一般会計、普通会計でいくと非常に指標としてはいい指標になってくるという皮肉な結果、一体ですからしょうがないと思いますけど、そういうことですね。だから非常にこれ今後どういうふうにこれをしていくのかというのは大変重要だなというふうに私は思ってるんです。

そこで繰出金というのは、これからの展望では減少できるのかということについて、まず財政側から中期展望ではどのようにこの繰出金が推移をしてるようになっているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 下水道会計に対する繰出金につきましては、平成24年度までの中期展望におきましては、平成20年度分として5億6,150万円ほど、これはことしの当初予算に計上されております。同じく農集会計については7,520万円、21年度は下水道で5億6,560万円、農集で7,880万円、22年度が5億900万円、農業集落排水会計では6,970万円ほど、23年度が下水道で5億7,520万円、農業集落排水会計では7,070万円で、24年度が若干平準化債発行の関係で今のところ予測しておりますのが7億3,553万3,000円というのが下水道会計で9,170万円ほどが農集会計というふうに予測しております。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 ほぼこの数年は同じような金額でいきますけども、平準化債を発行しなきゃいけない、24年度は今度7億円超えると。恐らくこれずっと前はピークで11億円なんていうときあったと思うんですけども、これ平準化債でずっとならしてきて、後の世代にその辺は負担してくださいという意味だと思うんですけども、でも結局さっき言ったように、みんな実質公債費比率にも影響し、当然そういうことからすると長井市全体の財政というところから見ると、非常に今後の財政大変だという、これか

ら何とかしなきゃいけないというのは、そういうことだと思うんです。

そこで実質的には、さっき財政課長からあったように赤字だという認識なんだと思うんですよ。繰出基準で3億5,000万円は繰り出して一般会計で見るべきだということを除いても2億は赤字ですと、こういうことだと思うんですよ。そういうところからすれば、やっぱり明らかにこれからの運営からいうと、受益者負担をやっぱり大幅にふやさざるを得ない可能性があるんじゃないかと、増加させなきゃいけないというふうに思うんですけども、ましてこれからは逆に、一定の面整備を終わる、特環あるいは公共を含めて終わるとすれば今度来るのは何かというと、既に最初引いた本管の更新事業が入ってきますよね。

これでいくと延々とかかってくるということになるんじゃないかと思うんですけども、まして財政が大変厳しいというところからすれば、ほかのところは一生懸命一般会計で削って、ここだけそのまま温存というわけにいきませんから、そうなるとおのずと負担は受益者というところに行って、今でも値上げ、去年やったんでしょうかね、使用料の値上げやりましたが、それでは済まないというところがやっぱり出てくる可能性が高いんじゃないかと、こういうふうに思うんですけども、建設課長はどのように思われますでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

今現在もいろいろ、先ほど財政課長からございましたように、借換債の関係とか、それから資本費平準化債の利用とかそのような制度が出ておりまして、繰出金につきましても少しずつですけども、負担のないようにというような制度が出てきてます。

また、今お話あったように本管の老朽化などで布設がえ工事などが出るんですが、改築更新

工事につきましても今までのように先行投資ということでお金をかける部分ではなくて、具体的に言えば、直近に利用者がいて、そこから改修することで使用料が上がるというふうなとらえ方でございますので、100%稼働する部分がありますから、更新工事につきましては計画的に負担のない計画をつくりながら更新工事をしていくということで、繰出金の大幅な増加というふうな部分というのは抑えることができるのではないかというふうに考えております。

また、国の補助対象範囲なども徐々に拡大をしておりますし、さらには先ほど言いました起債の関係の優遇措置なども出てきておりますので、大幅な減少ということにはならないと思いますが、幾らばかりかでも減少につながるものというふうに考えてはおります。

さらに、受益者の負担が大幅に増加するのではないかという話がございました。委員からお話ありましたように、昨年、料金改定を行って、昨年の7月からの分につきまして使用料の増加をしております。その際9.7%という非常に大きな金額でございました。ですが、今現在でもこれを使用料に平均しますと鶴岡市さん並みになってしまうと、これ以上上げてしまうと。そういうような部分がありまして、この部分は非常に慎重にいかねばならないというふうに考えております。ただし、長井市の公共下水道計画としては事業量があと2年、特環につきましては25年までということで、公共につきましてはあと2年で終わるというふうな状況でございますので事業量の伸びということにつきましては考えられませんが、その部分の受益者の方の負担というような部分は考えられませんが、一般会計を含めて長井市全体というふうなことを考えると、いわゆる使用料なりの見直しというのは当然ながらやっぱり避けては通れない部分が今後出てくるというふうに考えております。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 時間がちょっと迫っていますので、この項で最後に市長にお伺いしたいんですけども、質疑いろいろさせていただきました。やっぱり下水道というのは長井市全体の財政にも大きく影響してると。これは前々から私は申し上げてきてるんですが、恐らくこういう状況、これからはある程度面整備というか、先行部分が終わってくるということですからむしろこれから勝負だと思ってるんですけども、さっき言ったように全国的な非常に大問題になってるわけですね。いわば独立採算でやってもらわなきゃいけないという分野だと思ってるんです。

上水道は、もうご案内のとおり独立採算で、ほとんど一般会計から繰り出さないで今、運営できてるわけですね。そういう公営企業という観点からいくと、それも含めて考えていかないといけない、いわば一般会計と特別会計ですと、特別会計だけ見れば繰り越し若干出るということですからこれは赤字じゃないかと、黒字に済んでいるなど、表面だけ見ればそうなんですよ。ところが、実質的には赤字ということなんですね。

だからそのところを考えたとき、これからそういう上水道のように公営企業法にのっとってやるんだということになるのか、それともやっぱりきちっと赤字は赤字で表示してっていくのかということも含めて、その辺の検討をやっぱりしなきゃいけないんじゃないかという、そうじゃないと、どんどんこれに引っ張られるということになると、幾ら頑張ってもまだ財政改善しないということにもなりかねないわけですので、その辺についてどのようにお考えか、お考えをお伺いしたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 公共下水道につきましては、大道寺委員がご指摘のとおりですけども、しよせ

+

ん長井市みたいな小さいところは事業として成立しないというふうに考える見方もあると思うんですが、やはりこれから水のきれいな循環のまちということを考えた場合、長井でもやっぱりやんなきゃいけないと。これはいたし方ない。

そこで委員のご指摘の件でありますけども、例えば山形とか南陽の方は実質、公営企業会計でということを検討してるそうでありますけども、例えば両市の場合は流域下水道が入ってるんですね、県の方の。そんな関係で処理場や幹線管路の資本費の部分、あるいは管理運営の方を県が行っているという利点があるんですね。私どもの場合は単独でやっておりますので、そういった難しさはあるだろうなと思います。いずれにしても、下水道事業を公営企業で運営していくということであっても下水道の赤字体質というのが、あるいは高い資本費の問題は避けて通れないということで、かなり難しいと思います。

結果として、じゃあ、特別会計でいくのか、公営企業会計でいくのかということでもありますけども、まず経営方針としては公営企業会計の精神でやっぱりいかなきゃいけないと。ただし、事業のことを考えると、汚泥の処理など、あるいは流域の下水道を中心に市単独じゃなくて、これも行政の広域化で管理運営の部分例えば置賜一本でやっていくとか、そういった工夫も考えられるのではないかなというふうに思っております。まず当面は特別会計でいって、そしてできるだけ管理の部分で広域でやってコストを削減するという努力をしながら、まず繰出金を減らしていくという努力をしなければいけないと思っております。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 それはそういう検討、今のところそういうことで行くしかないかなと私も思います。ただ、一番重要なのは、さっき

言ったように特別会計ですと、そのまま行きますと赤字じゃないというふうに誤解を受けるんですよ。だからそこは収支を市民に毎年きちっと開示していかないといけないと思うんです。そこをやらないと、これはここにも書いてあるんですけども、下水道事業の財務諸表は個別に作成してないもんだから、市民、住民は全然知らない間に赤字が上積みしていくというところが一番大きな問題になってるようなんですよ。

さっき建設課長といろいろやりとりしたんですけども、そこを理解いただかないと、ほかのところよりも高くなるからここで抑えとけという使用料のやり方やると、みんな後に送ってって積み増しして、あと一般会計で出すしかないという、ちょっと変なことになるんじゃないかと思うんです。少なくともそういうところは市民に明らかにしていくということ、まず最低限やっぱりやっていく必要があるだろうと、こういうふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

あと5分までですからそのままでもいいですか、5分まで、私。いいですか、終わりますからここで。

○町田義昭委員長 続けてください。

○4番 大道寺 信委員 じゃあ、済みません。

2番目の学校給食の関係なんですけども、時間ありませんので、大変調理場長、申しわけないです、1番、2番ちょっとカットさせていただいて。そこも重要なんですけど、3番目で、これは鈴木悟司議員が一般質問の中で質問した内容なんですけども、ここをぜひもう一度確認の意味含めて質問させていただきたいと思いません。

学校給食会って非常にわかりにくいというよりも、県の外郭団体なのか、財団法人ということなんですけども、会長が山形県の教育長がやっておられるということですからそういう組織なんだろうと思うんですけども、それを利用し

なきやいけない理由って、ずっと長年続いてきましたからそれを私もよく理解はできないんですけども、多分昔からやっていますから食材の安定供給のためという組織でそのまま来たんだろうと思うんです。そういう歴史だろうと思うんですけども、しかし、今般のいわゆる委託炊飯の関係で安城本店さんが廃業しますと、こういう話になりまして、それで鈴木悟司議員も質問したんですけども、その中での回答では、委託業者の選定は学校給食会がやるから今のところ長井市の教育委員会に何も通知ないから今検討してるところでしょうと、こういうお話だったんですね。恐らく置賜の近隣の学校給食会の委託炊飯指定工場、ここから選定されるんだろうと、こういう話だったんですね。

それで安城本店さんは、風林堂さんが今やっておられますから、ここで何とかかわりにやってもらえないかと言ったら、これはできないとお断りになられたということなんですけども、安城本店さんの意向は、現在これに携わっておられる方、従業員4名おられるというふうに聞いております。できれば、これは廃業するというところで話してるんで、自分たちで職を、ちゃんと身の振り方考えてもらいたいということは言っていることのようなんですけども、何とかこの事業を継承して従業員も引き受けてもらえるところがないだろうか、こういうことで苦慮されているというような話もお伺いしております。当然子供たちにも温かいご飯食べさせたいということもあるとすればというよりも、できるだけそうしたいということで、できれば長井市内で引き受けてくれるところないだろうか、あるいはできるだけ近いところの業者できないだろうか、こういうふうなことだと思います。

それで、先ほど言った学校教育会が委託炊飯指定工場というのは自分たちで決めるからということなんですけども、そういう事情があるわけで

すね。こういう雇用情勢の大変なときに4名雇用を失うということも大変なことなものですから、あるかどうかも含めて当然いろいろあるんですけど、この辺は当市の意向として、ぜひそういう要望を強く要望できないのか、あくまでも学校給食会で決めるんだからおまえら文句言うなど、こういう意識なのか、市として、市の教育委員会として、ぜひそういうことの意向を酌んで選定してほしいとできるのかどうか、それについての考えについて教育長にお伺いしたいと思います。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 業者選定の要望はできないのかというご質問ですけども、教育委員会としても県の学校給食会に問い合わせをしました。その結果、県の学校給食会の見解としては、「原則的にはパンと米飯の一体化供給が基本ということで、県の学校給食会、県の学校給食パン炊飯協会置賜地区学校給食委託工場による置賜地区安定供給会議で確認がなされている」ということですが、「市の要請や置賜教育事務所の意見も聞いて、安全・安心でおいしい米飯、そして安定供給ができる業者、また委託工場の経営者には学校給食に深い理解を持ち、かつ協力的で社会的信用度、過去の実績等を総合的に判断して選定をしたい」ということです。

現在、安城本店にかわる業者というのは市内では聞いておりませんので、教育委員会としては学校給食は安全・安心を優先にし、安定して供給できる業者、そしてより温かくおいしい米飯の供給と定刻搬送ですね、これを考慮して、より当市に近い業者が望ましいというふうに考えていますので、教育委員会でも協議をして要請書の提出を検討したいというふうに思っているところです。以上です。

○町田義昭委員長 4番、大道寺 信委員。

○4番 大道寺 信委員 ありがとうございます。ぜひそういうことでお願いしたいと思いま

す。

ちょっと時間足りなくて、通知してる内容で質問できなかつたことについては申しわけなく思っておりますが、また機会がありましたらやらせていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 ここで暫時休憩いたします。
再開は3時25分といたします。

午後 3時04分 休憩

○町田義昭委員長 会議を再開する前に、市長から行政報告をしたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 本日午前10時40分から50分の間に発生いたしました勤労センター内、市民体育館における事故についてご報告いたします。

発生場所は、ただいま申し上げましたように、屋城町6の53、勤労センター内、市民体育館でございます。井上敦仁さん、平成16年12月生まれの3歳でございます。めぐみ幼稚園の園児でございます。

事故の状況でございますが、市民体育館の2階フロアでめぐみ幼稚園の運動会の練習をしておりましたが、床に設置されております避難はしごが収納されているふた、これは約60センチ掛ける80センチでございます。これが2カ所あるうちの東側のふたでございます、このふたから屋外の地面に落下したという事故でございます。正しい操作をいたしますと、避難はしごが自動的に下におりる仕掛けになっております。避難するための施設であり、ふだんから施錠したり上に物を置いたりしては消防上いけないということになってるものでございます。落ちたときの詳しい状況は現在のところ不明でございます。

けがの程度でございますが、最初から意識はあったということであり、公立置賜総合病院に搬送され診察を受けましたが、骨折はしておらず、打撲程度のけがだということでございます。ただし、頭を打っているといけないという、そういったことから1日入院して様子を見るということでございます。

以上、ご報告申し上げます。

午後 3時27分 再開

○町田義昭委員長 それでは休憩前に復し、会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 順位5番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私は、市民がまちづくりに参加できているという実感を持てるまち長井となるよう願いながら総括質疑を行います。2点について私の考え方も含め質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。なお、便宜上、通告しております質問項目の2番目から質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

資源ごみ売却代金の用途は市や置広の判断だけでよいのかについて伺います。

第1点目は、有価物売却代金の推移について市民課長に伺います。

平成15年度以降平成19年度までの有価物売却代金の推移について、それと同時に売却量の推移についても、まずお聞かせをいただきたいと思います。